

実施方針等に関する質問回答

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	8	4	(7)	キ	(イ)	工事種別 建築工事	「これと同等以上の資格を有する者」とは、a又はbの資格を有すれば足りるのか、cの施工実績も要するのか。	「これと同等以上の資格を有する者」とは、a又はbの資格を有し、かつcの実績を有する者です。
2	入札説明書	20	21	(3)	③		開札	入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行うとありますが、再度入札までに1カ月ほど期間をいただけるという認識でよろしいでしょうか。提案の変更及び価格の変更には事業計画を再度見直すこととなり、一定の期間が必要と考えます。	再度入札は直ちに実施するため、1カ月ほどの期間を設けることはございません。 入札説明書の記載について、「入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、」を削除します。
3	入札説明書	21	22				基本協定の締結	落札決定の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に基本協定を締結しなければならないとありますが、P.3の「(6) 事業期間等」には、基本協定の締結は落札者の選定から約1カ月程経過した5月中旬となっております。契約に関する協議や事務手続き等に要する期間を踏まえ、基本協定の締結は5月中旬が正という理解でよろしいでしょうか。	基本協定の締結は5月中旬が正です。
4	入札説明書	21	24	(2)			事業契約の締結	落札決定の翌日から起算して60日以内(休日を含まない。)に事業契約を締結しなければならないとありますが、P.3の「(6) 事業期間等」には、事業契約の締結は落札者の選定から約2カ月程経過した6月下旬となっております。契約に関する協議や事務手続き等に要する期間を踏まえ、事業契約の締結は6月下旬が正という理解でよろしいでしょうか。	事業契約の締結は6月下旬が正です。
5	入札説明書	21	25				国有財産の使用許可	有償での使用許可とするとありますが、使用料は実施方針等に関する質問への回答書のNo.68に記載のあった、今年度の売店等への賃貸賃料の9,405円/年・㎡を用いて、事業計画をたてて良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、今年度の売店等への賃貸賃料の9,405円/年・㎡を用いて、事業計画をたててください。 なお、使用料金は「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(蔵管第1号)に基づき算出し、毎年変動します。
6	資料-1 事業契約書(案)	2	第2章	第9条	1		契約の保証	契約保証の期間について、「本契約締結後最初の施設整備業務契約の締結日から引渡日」とありますが、ここで言う引渡日は新教舎兼複合訓練棟及び新学生寮(第Ⅰ期)の引渡日との認識でよろしいでしょうか。	第9条に示す引渡日とは、仰青寮解体後の敷地引渡日とします。
7	資料-1 事業契約書(案)	3	第2章	第9条	1		契約の保証	「保証金額又は保険金額は、施設費(支払利息を除き消費税相当額含む)の100分の10以上に相当する額」と記載されておりますが、「本件施設費」は「様式B-4-21建設工事費等(合計)」の合計額(Ⅰ～Ⅴ)[G45]に記載の金額となる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、「様式B-4-21建設工事費等(合計)」の合計額(Ⅰ～Ⅴ)[G45]に記載の金額です。
8	資料-1 事業契約書(案)	2	第2章	第9条	1		契約の保証	施設整備業務契約を締結する前までに、貴庁に対して、本契約締結後最初の施設整備業務契約の締結日から引渡しまでの間、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付すとありますが、施設整備業務契約は設計業務契約と読み替えてよろしいでしょうか。	施設整備業務に、設計業務が含まれているため、施設整備業務契約にも含まれると定義しています。(事業契約書(案)の39ページの50、51を参照。)
9	資料-1 事業契約書(案)	4	第2章	第13条	1		成果物及び各建物の著作権	貴庁が利用をすることができるようにしなければならないとありますが、成果物等を使用する際は、事業者に事前の共有があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、成果物等を使用する際は、事前に確認を得ることとします。
10	資料-1 事業契約書(案)	6	第2章	第17条	1		各業務における第三者の使用等	「請負内容のわかる契約書案を提示し」とありますが、金額の開示まで必要でしょうか。	金額の開示も必要です。
11	資料-1 事業契約書(案)	7	第2章	第18条	1		海上保安庁の権限分掌	「②各建物の維持管理のみに係る事項については、事業者のみを相手方として」とありますが、この【事業者】は【海上保安庁】もしくは【海上保安学校】とのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、履行又は通知先は、海上保安庁及び海上保安学校です。
12	資料-1 事業契約書(案)	9	第2章	第23条	1		事業者に対する支払	「海上保安庁は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きいため、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんか。	原文のとおりとします。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
13	資料-1 事業契約書 (案)	11	第2章	第 31条	1		物価等の変動に基づく施設費の改定	「工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に」は資料1-3【海上保安学校教育訓練施設整備事業事業費の算定及び支払方法】に記載の「入札公告日から各建物の引渡し日の前日までの間において」に読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書のご質問の箇所はいわゆる「全体スライド」についての記載であり、資料-1-3での「入札公告日から各建物の引渡し日の前日」としているのは「インフレスライド」の適用を想定したものです。 資料-1-3において入札公告日としてののは、物価変動の比較基準日を入札公告日としてのご理解ください。
14	資料-1 事業契約書 (案)	11	第2章	第 31条	4		物価等の変動に基づく施設費の改定	「請負契約締結の日」は資料1-3【海上保安学校教育訓練施設整備事業事業費の算定及び支払方法】の記載の通り、「入札公告日」に読み替えるとのことよろしいでしょうか。	No.13の回答ご参照
15	資料-1 事業契約書 (案)	11	第2章	第 31条	6		物価等の変動に基づく施設費の改定	「工期内」とありますが、資料1-3【海上保安学校教育訓練施設整備事業事業費の算定及び支払方法】に記載の「入札公告日から各建物の引渡し日の前日までの間において」に読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答ご参照
16	資料-1 事業契約書 (案)	12	第2章	第 34条	4		臨機の措置	事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でないとする部分について、貴庁が負担するとありますが、災害防止等で、要求水準を超える対応を行った場合は、その対応に追加費用等は貴庁の負担としていただきたい。	協議に応じます。
17	資料-1 事業契約書 (案)	12	第2章	第 35条	1		第三者に生じた損害	「通常さけることのできない騒音・・・」等について事業者が賠償する規定となっておりますが、事業者として過大なリスク負担となっており、場合によっては事業破綻、事業参画回避事由となる可能性があります。事業者として善管注意義務違反があった場合に限定するとしていただけないでしょうか。	「(通常さけることのできない騒音(中略)等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を除く)」と修正します。
18	資料-1 事業契約書 (案)	12	第2章	第 35条	1		第三者に生じた損害	公共工事標準請負契約約款第28条2項に規定されているように「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」としていただけないでしょうか。事業者と建設企業との請負契約ではありますが、本事業はあくまでも公共事業であり事業主体は貴庁であることからお認めいただくようお願いいたします。	「(通常さけることのできない騒音(中略)等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を除く)」と修正します。
19	資料-1 事業契約書 (案)	14	第3章	第 40条	1		事業費内訳書等	令和8年3月1日までに、その内容の確定を行うとありますが、令和8年3月1日は事業契約の締結より前になるため、実施設計完了時と読み替えてよろしいでしょうか。	「令和8年3月1日までに」を「実施設計完了までに」と修正します。
20	資料-1 事業契約書 (案)	15	第3章	第 43条	4		関係資料等の貸与	提出時は調査ができず、現地の詳細な状況は不明のため、事業契約締結後に事業者が調査を実施し、新たに判明したものの対応に要する費用等は貴庁にご負担いただきたい。	第46条の規定によるものとします。
21	資料-1 事業契約書 (案)	17	第3章	第 50条	1		設計図書の作成及び提出	基本設計の完了前の貴庁との協議に要する日数が40日以内となっておりますが、基本設計の作成期間を十分に確保いただきたく、協議期間を21日以内としていただきたい。	原文どおりとします。なお、協議期間はあくまで見込みであり、21日程度で完了することもあり得ます。
22	資料-1 事業契約書 (案)	28	第6章	第2節	第81条	2	事業者の帰責事由(引渡前)	施設費の合計額の10分の1以上に相当する金額とは税込み金額でしょうか。	税込み金額です。
23	資料-1 事業契約書 (案)	28	第6章	第2節	第82条	2	海上保安庁の任意による又は海上保安庁の帰責事由による契約解除の効力	出来形には、貴庁の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、設計図書や、SPC経費、金融費用などの費用を含みます。
24	資料-1 事業契約書 (案)	29	第6章	第3節	第84条	2	事業者の帰責事由(引渡後)	維持管理費の総額の39分の2の10分の1とは税込みの金額でしょうか。	税込み金額です。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
25	資料-1 事業契約書 (案)	48	別紙8			2	再計算の利息の 算定に係る割賦 利率	金融機関からの資金調達が困難になることから、 一般的なPFI案件と同様に契約解除の事由に係わ らず、上乘せする利ざやを含めて支払いをお願い 出来ますでしょうか。	契約解除の事由にかかわらず、利 ざやを含めて支払うこととします。
26	資料-1 事業契約書 (案)	48	別紙8			2	再計算の利息の 算定に係る割賦 利率	第82条による解除は貴庁の任意又は貴庁の帰責 事由による契約解除のため、構成員である株主か らの劣後融資等も含めるようお願いいたします。	「この場合～」以下を削除します。
27	資料-1 事業契約書 (案)	48	別紙8				再計算の利息の 算定に係る割賦 利率	「本契約第82条による解除」とありますが、第82条 は第79条による解除時の効力についての規定で あるため本項目は不要ではないでしょうか。	該当箇所は、第80条に修正しま す。
28	資料- 1-1 PFI事 業者等 が付す 保険	3	第4				付帯事業に係る 保険	付帯事業に係る保険として、第三者賠償責任保険 が求められておりますが、付帯事業の提案内容に よっては付保しなくてもよいと思慮いたします。当 該保険を付保するか否かは付帯事業の提案内容 によって、貴庁と事業者で協議して決定するとして いただきたい。	付帯事業の保険の付保の有無に ついては、協議にに応じます。
29	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	6	第2章	2			表 2 維持管理 費の支払い対象 時期	表2 維持管理費の支払対象時期の2回目以降の 下期支払日は4月30日までに支払うではないでしょ うか。	ご指摘のとおり、10 月 1 日から 3 月 31 日までの費用の支払い時期 を 4 月 30 日までに修正します。
30	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	6	第2章	2			表 2 維持管理 費の支払い対象 時期	「10月1日から3月31日までの費用を10月30日ま でに支払う」とありますが、4月30日までに支払うとい う理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、10 月 1 日から 3 月 31 日までの費用の支払い時期 を 4 月 30 日までに修正します。
31	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	6	第2章	2			支払方法の基本 的事項	維持管理期間中のその他の費用に関しては、新 教舎兼複合訓練棟の支払い開始タイミングより40 回払いとの理解でよろしいでしょうか。	その他の費用については、新教 舎兼複合訓練棟の使用開始日以 降事業期間にわたり、原則年 2 回、最大 39 回の支払います。な お、初回の支払いは、4 月 1 日か ら 9 月 30 日までの費用を 10 月 30 日までに支払います。
32	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	6	第2章	2			支払方法の基本 的事項	表2 維持管理費の支払い対象時期では支払回数 が新教舎兼複合訓練棟・新学生寮(第Ⅰ期)40 回、新学生寮(第Ⅱ期)34回、新実習棟36回となっ ていますが、「(2)維持管理、その他の費用 ① 各 建物の維持管理費」では最大39回となっていま す。どちらが正しいでしょうか。	表2 維持管理費の支払い対象時 期の支払回数を次のとおり修正しま す。 新教舎兼複合訓練棟・新学生寮 (第Ⅰ期)39 回 新学生寮(第Ⅱ期)33 回 新実習棟35回
33	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	7	第2章	3	(1)		施設整備費	元利均等方式、期初払いとありますが、初回は貴 庁から事業者に令和12年3月31日までにお支払い (入金)いただき、2回目以降は令和12年4月～令 和13年3月分を令和12年4月にお支払いいただけ る理解でよろしいでしょうか。	施設整備費の支払いは元金均等 方式、期初払いです。初回につい ては「遅くとも」令和12年3月31日ま でに支払うことを規定していますが、対象施設引渡し後で事業者か らの請求書受領後、速やかに支払 います。
34	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	7	第2章	3	(1)	①	①施設費	施設整備期間中のSPC諸経費(SPC設立費、運営 費等)は、新教舎兼複合訓練棟の新設の引渡し時 の割賦に含める理解でよろしいでしょうか。また、建 中金利については各施設の引渡し毎に分かれる 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、SPC諸経費は新教 舎兼複合訓練棟の割賦に含めま す。 また、建中金利は各施設の引渡し 毎に分かれます。
35	資料- 1-3 事 業費の 算定及 び支払 方法	7	第2章	3			各費用の支払額 の算定及び支払 方法	「基準金利は、各施設の引渡し日の2開庁日前(以 下「金利確定日」という。)に確定することとし、以降 は原則として見直しを行わない」とありますが、基準 金利確定の際の指標が明確になっておりません。 また本事業は最長20年間の割賦期間となり長期間 の固定金利化により資金調達が困難もしくは高コ ストになる可能性が十分に考えられます。 ついては、基準金利に明確な指標であり、他のPFI 事業でも採用頻度の高い「TONA TSR10年物」を 採用いただき、10年毎に基準金利を見直すことと していただけないでしょうか。事業予算を金利支払 いではなく、各業務費の実施費用に振り分けること でより良い事業につながると考えます。	原文のとおりとします。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
36	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	第2章	3	(1)		表3各建物の施設費の支払い	「車庫及び青葉寮の解体撤去」他の解体撤去費用に関しては新設の建物の引渡し時期に合わせて支払いを開始するだけではなく、各解体撤去業務の完了時の年度を初回支払の時期としていただけないでしょうか。建設期間中の建て替え金利(建中金利)は融資金融機関によるリスクプレミアムが発生し高くなる可能性があり、事業費の効率的な運用に影響があると思われます。	原文のとおりとします。
37	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	第2章	3	(1)	②	②割賦手数料	基準金利は、各施設の引渡し日の2開庁日前に確定すると記載されておりますが、どの指標を使用するかご開示いただけないでしょうか。	基準金利は、本件施設の引渡し日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前の銀行営業日)のRefinitivより提供されている午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA参照)として「JPTSRTOA=RFTB」に掲示されているTONAベース20年物(円/円)金利スワップレートとします。
38	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	7	第2章	3	(1)	②	②割賦手数料	基準金利は、各施設の引渡し日の2開庁日前に確定することとし、以降は原則として見直しを行わないとありますが、一般的に基準金利の期間と融資期間がイコールになるため、最長20年の事業において20年物の金利を使用し、長期の固定金利となる場合、金融機関からの資金調達が困難となる可能性がございます。金融機関からの資金調達をやすく、また金融コストを下げる観点から、PFI事業において使用頻度の高いTONA TSR10年物を採用し、10年後に基準金利を見直す内容に変更いただけないでしょうか。またはTONA TSR 5年物を採用し、5年毎に改定としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
39	資料-1-3 事業費の算定及び支払方法	8	第2章	3	(2)		各建物の維持管理費	公共工事標準請負契約約款第28条2項に規定されているように「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」としていただけないでしょうか。事業者と建設企業との請負契約ではありますが、本事業はあくまでも公共事業であり事業主体は貴庁であることからお認めいただくようお願いいたします。	「(通常さけることのできない騒音(中略)等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を除く)」と修正します。
40	資料-1-4 行政財産の使用許可に関する書類	5	第10条	2			使用許可の取消し	「部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業のように供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。」とありますが、この場合に、事業者に責めに帰さない事由であれば、事業者が生じた損害につきましては、貴庁にご負担いただきたい。	協議に応じます。
41	資料-1-4 行政財産の使用許可に関する書類							令和7年1月31日に公表された実施方針(案)等に関する質問書への回答書No.167にて、付帯事業の実施後に不採算等による付帯事業の中止・解約についてペナルティはありませんとありますが、今回の入札公告においてもこちらの回答を採用いただいているという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 第6章付帯事業(任意) 6付帯事業の中止・解約に記載のとおりです。
42	資料-2 要求水準書	4	第2章	第4節	1		施設整備業務の期間	解体・撤去について、仰青寮のみ業務完了日が記載されておりますが、その他施設は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	居ながら工事のため、各施設の解体・撤去開始日は、事前に海上保安庁担当者と協議のうえ決定してください。
43	資料-2 要求水準書	5	第2章	第5節	2		周辺のインフラ整備	「事業者の負担で整備(加入金、負担金等の負担を含む)すること」とありますが、実施方針に関する質疑回答(No.16)における「電気設備、通信設備の加入金、負担金は別途」との回答の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、電気設備、通信設備の加入金、負担金は別途とします。

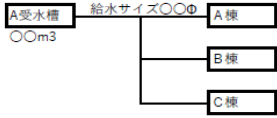
	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
44	資料-2 要求水準書	11	第4章	第3節	1	(1)	施設の規模・構造等	「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」より、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することが求められておりますが、どの程度の木材利用を求めているのでしょうか。事例がおありでしたら、お示しいただきたい。	林野庁HPに実施状況の取りまとめが公表されております。 【建築物における木材の利用の推進に向けた措置の実施状況について】 https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyoubu/koukyou/kentikubutusoti.html 木材利用部分は、できる限り見た目で木造化がわかるよう設計上工夫し、目に触れる機会が多い部分を中心に木造化及び内装等の木質化を図ってください。 木造化判断は棟単位で行います。 なお、建築基準法その他の法令に基づき1棟扱いの場合でも物理的接続がなければ別棟とみなし、建築基準法第86条の7第2項「一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分」が2以上ある場合でも物理的接続があれば1棟とみなします。 (木造化した渡り廊下や低層エントランス部分と別構造の新築建物とをEXP.J等により接続させるなど) 下記の例示は、すべてを行うことを求めています。 【例示】 ・木造化 渡り廊下、玄関庇、屋内階段、低層エントランス部(玄関ホール・ロビー等) ・内装等の木質化 天井、壁、床、巾木、腰壁、建具、手摺、カウンター
45	資料-2 要求水準書	11	第4章	第3節	1	(1)	施設の規模・構造等	農林水産省、国土交通省からの「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」には、 ・公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するもの ・中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もあり との記載があります。本事業においても2時間耐火を求められる施設等も考えられるため、木造化は必須ではなく、コストパフォーマンスを考慮した上で事業者にて採否の選定をさせていただくようお願いできないでしょうか。内装等の木質化については可能な範囲で積極的な採用をご提案いたします。	上記44の回答のとおりです。
46	資料-2 要求水準書	11	第4章	第3節	1	(1)	施設の規模・構造等	建築物における木材の利用の促進に関する基本方針において、 ・「しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。」 ・「公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き」 とあり、本事業においても2時間耐火を求められる施設や4階建て、7階建てといった施設等も考えられるため、木造化は必須ではなく、コストパフォーマンスを考慮した上で事業者にて採否の選定をさせていただくようお願いできないでしょうか。内装等の木質化については可能な範囲で積極的な採用をご提案いたします。	上記44の回答のとおりです。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
47	資料-2 要求水準書	11	第4章	第3節	1	(1)	c. 構造	「構造について入札参加者の提案とする。但し、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22 年法律第36 号)に基づき定められた「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(令和3 年10 月1 日木材利用促進本部決定)により、上記4 棟それぞれの全部又は一部に木造化及び内装等の木質化を行うこと。 ※ この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。」とありますが4棟共、全部又は一部を木造化および木質化する必要があるということでしょうか。	上記44の回答のとおりです。
48	資料-2 要求水準書	11	第4章	第3節	1	(1)	c. 構造	上記質問No.70で4棟共全部又は一部を木造化が必要であれば、多大な構造計画、建設コストへの影響が考えられます。想定されておられる木造化の規模や場所、具体例等をご提示いただけないでしょうか。	上記44の回答のとおりです。
49	資料-2 要求水準書	11	第4章	第3節	1	(1)	c. 構造	上記質問No.70で各棟を接続する渡り廊下(別棟)を木造化することで要件を満足すると読み替えることはできないでしょうか。	上記44の回答のとおりです。
50	資料-2 要求水準書	38	第4章	第5節	2	(1)	d. 構内情報通信網設備 (a)	以前の実施方針質問の回答No.26においてすべての室に4系統を確保するのではなく…」の回答をいただいておりますが、要求水準書d.構内情報通信設備(a)に「EPSから各室まで容易に配線経路を4系統確保する」とあります。実施方針質問の回答を正と考えて宜しいでしょうか。	全ての室に4系統を確保するのではなく、【別添資料2-1-2】「各室の性能特記」に記載されている系統分を確保し、記載の無い室については【別添資料2-1-1】「各室性能表」の「LAN機器」欄に「要」の記載の室で、教室系は3系統、教職員が執務する事務室、会議室、当直教官室及び教職員学生が使用する図書室、面会室、食堂、は4系統を確保することとしてください。炊事場事務室は1系統を確保することとしてください。
51	資料-2 要求水準書	44	第4章	第6節	2	(1)	建築工事費コスト管理計画書の作成	工種別内訳表の提出時期が基本設計終了時及び工事着手前となっておりますが、令和7年6月13日公表の質疑回答No.47では実施設計終了時とする記載がございます。提出時期は実施設計終了時という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、提出時期は実施設計終了時です。
52	資料-2 要求水準書	47	第4章	第6節	4	(3)	設計 a. 基本設計 (b) 平面計画の協議	a.基本設計(b)平面計画の協議において「事業者は、基本設計終了前に、施設の配置及び各階平面における諸室の配置等(以下「平面計画」という。)について海上保安庁と協議する。この場合の協議期間は40 日を見込む。」とありますが、実施設計期間を確保することを踏まえ、協議機関は3週間、21日程度と考えても宜しいでしょうか。	原文どおりとします。なお、協議期間はあくまで見込みであり、21日程度で完了することもあり得ます。
53	資料-2 要求水準書	52	第4章	第6節	6	(1)	建設工事	施設整備にかかる建設工事業務(1)建設工事において「事業者は、本施設の施設整備工事を実施する。なお、施設整備の実施に伴い発生する電気引込負担金・給水負担金等の各種負担金は、工事に含めて対応する」とありますが、実施方針質問No.16の回答で「上水道、下水道は海上保安庁より提示する既存施設での使用量と新設する施設の使用量を想定し、加入金及び負担金を算出してください。電気設備、通信設備の加入金、負担金の算出は提案段階での算出は難しいため別途とします。」と回答いただいております。電気設備、通信設備の加入金、負担金は別途と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、電気設備、通信設備の加入金、負担金は別途とします。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
54	資料-2 要求水準書	60	第5章	第1節	2		業務内容	令和7年6月13日に公表された実施方針等に関する質問への回答書のNo.59にて、事業者が調達した備品は事業者にて維持管理を実施するとの記載がございますが、学生寮のベッド等は学生や職員が破損等による場合、貴庁による負担で修理や買い替え等を実施いただきたい。	破損の原因が学生や教員による場合は、海上保安庁の負担とします。
55	資料-2 要求水準書	60	第5章	第1節	3	(1)	業務の実施体制	「管理統括責任者が本施設に駐在することは求めないが、維持管理業務を実施するに当たって必要となる人員は駐在させることとし」と記載がありますが、「実施方針等に関する質問への回答書(令和7年6月13日)」No.60の回答に記載の通りでよろしいでしょうか。	駐在時間は指定しません。要求水準書で定められた維持管理業務を実施するうえで必要な時間とします。要求水準書を「…必要となる人員を配置することとし」と修正します。
56	資料-2 要求水準書	60	第5章	第1節	3	(1)	業務の実施体制	「管理統括責任者が本施設に駐在することは求めないが、維持管理業務を実施するに当たって必要となる人員は駐在させることとし」と記載がありますが、ここで言う「維持管理業務を実施するに当たって必要となる人」とは、「業務従事者」を指しますでしょうか。	ご理解のとおり、「維持管理業務を実施するに当たって必要となる人」とは、「業務従事者」を指します。併せてNo.57の回答を参照してください。
57	資料-2 要求水準書	60	第5章	第1節	3	(3)	業務の実施体制	「業務従事者が休務した場合は、代務要員を速やかに配置できる体制とする」と記載がありますが、代務要員の要件に「関係法令に基づき必要となる資格を有する」が適用されますでしょうか。	ご理解のとおり、代務要員にも「関係法令に基づき必要となる資格を有する」が適用されます。
58	資料-2 要求水準書	61	第5章	第1節	5	(3)	計画書等の作成、提出等	対象施設ごとでの作成・提出との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、対象施設ごとに作成・提出してください。
59	資料-2 要求水準書	61	第5章	第1節	5	(3)	計画書等の作成、提出等	長期修繕計画書(事業期間中)の提出期日は、業務開始前ではなく、業務開始時でよろしいでしょうか。また、長期修繕計画書(事業終了後10年間)の提出期日は、業務終了前ではなく、業務終了時でよろしいでしょうか。	長期修繕計画書(事業期間中)の提出期日は、各建物の業務開始前に提出としてください。 長期修繕計画書(事業終了後10年間)の提出期日は、業務終了前に提出としてください。 その他計画書についても「開始時」を「開始前」に修正します。
60	資料-2 要求水準書	62	第5章	第1節	5	(3)	c.業務実施計画書	(a)業務実施計画書(業務開始時)エ. 業務従事者名簿について、ただし書きにて「メーカーによる点検等の一時的なものは除く」と記載がありますが、名簿に記載する業務従事者の範囲を明確にしてくださいでしょうか。	SPCの構成員及び協力企業並びに再委託企業に所属する全ての業務従事者について名簿を記載することとしてください。
61	資料-2 要求水準書	62	第5章	第1節	5	(3)	c.業務実施計画書	(b)各年度業務実施計画書(各事業年度当初)について、「事業者は、各年度の当初(施設の引き渡し年度については業務開始時)に、次に掲げる事項を無い等として含む各年度業務実施計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。」とありますが、「各年度の当初」について、「各年度4月中に海上保安庁へ提出し確認を受ける。」という認識で合っていますでしょうか。	各年度業務実施計画書については業務開始の1カ月前までに海上保安庁へ提出し確認を受けることとしてください。 要求水準書の記載内容を修正します。
62	資料-2 要求水準書	62	第5章	第1節	5	(3)	c.業務実施計画書	(c)各月業務実施計画書(各所定期日)について、「事業者は、毎月所定の期日までに、次に掲げる事項を内容として含む各月業務実施計画書を作成し、海上保安庁に提出して確認を受ける。」とありますが、「毎月所定の期日」について、具体的な期日をご教示いただけますでしょうか。	各月業務実施計画書については当該月の1週間前までに海上保安庁に提出して確認を受けることとしてください。
63	資料-2 要求水準書	62	第5章	第1節	5	(3)	d.省エネルギーに係る計画書	「事業者は、エネルギー管理員を選任する」と記載がありますが、エネルギー管理員の駐在は必須としますでしょうか。	要求水準書に定める業務を実施するうえで必要に応じ配置することとしてください。
64	資料-2 要求水準書	63	第5章	第1節	5	(4)	b.業務実施報告書	「事業者は、(3)の各計画書等の内容に照らし、実施した業務の内容が要求水準を満たしているかどうかを確認し、毎月末、次に掲げる事項を内容として含む各月業務実施報告書を取りまとめ、海上保安庁に提出する。」とありますが、「実施方針等に関する質問回答」No.154の回答の通り、提出期限は10開庁日との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書第5章 第1節 5 (4) 報告書の作成、提出等に記載のとおりです。
65	資料-2 要求水準書	63	第5章	第1節	5	(5)	a.本施設の管理に必要な規定等の案	「事業者は、海上保安庁と必要な調整を図り、維持管理業務の開始前の所定の時期までに、以下に示す(a)及び(b)の規程等の案を作成して、海上保安庁に提出する。」とありますが、「所定の時期」について、具体的な期日をご教示いただけますでしょうか。	本施設の管理に必要なとなる規程等の案について、業務開始の1カ月前までに海上保安庁に提出することとしてください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
66	資料-2 要求水準書	64	第5章	第1節	5	(9)	b. 業務の実施に伴い発生した廃棄物は、事業者が処理する。	「実施方針等に関する質問への回答書」№.161及び№.162の回答にて、ごみ及び産業廃棄物の処分は海上保安庁が行うとありましたので、廃棄物の処理及び負担は海上保安庁が行うという理解でよろしいでしょうか。	清掃業務等により事業者が回収する廃棄物(教員及び学生が排出した廃棄物を含む)の処分費用は海上保安庁が負担します。事業者が排出する廃棄物の処分は事業者の負担とします。
67	資料-2 要求水準書	66	第5章	第2節	1	(2)	b.各月業務実施報告書の作成方法	「第5章第1節5(4)b.の各月業務実施報告書の作成にあたり、監視及び日常点検・保守業務については、次に掲げる要件を満たすとともに、その他必要となる事項を取りまとめる。」とありますが、「(a) 業務日報に、次の資料を添付する。」と業務日報に関する作成方法が混在しております。「(a) 各月業務実施報告書に、次の資料を添付する。」と読み替え、各月業務実施報告書に「ア 震度記録(震度4 以上の場合)」の資料を添付することによろしいのでしょうか。	「(a) 業務日報に、次の資料を添付する。」及び「ア 震度記録(震度 4 以上の場合)」の記述を削除します。
68	資料-2 要求水準書	66	第5章	第2節	1	(2)	b.各月業務実施報告書の作成方法	「(a)業務日報に、次の資料を添付する。」について、「ア 震度記録(震度 4 以上の場合)」とありますが、震度計の設置・記録が求められ、それを基にした記録の添付が必要となるのか、気象庁の地震情報やメディア媒体から得られる情報を基にした記録の添付、どちらになりますでしょうか。	「(a) 業務日報に、次の資料を添付する。」及び「ア 震度記録(震度 4 以上の場合)」の記述を削除します。
69	資料-2 要求水準書	67	第5章	第2節	2	(1)	長期修繕計画の策定	「事業者は、上記1(1)a.(a)を踏まえ、新設する各施設の維持管理期間の開始までに各施設を維持するため必要となる長期修繕計画(施設供用開始後から30年程度を想定)を策定し、海上保安庁の確認を受ける。」とありますが、要求水準書61ページ(第5章第1節5(3)計画書等の作成、提出等)にて「長期修繕計画書(事業期間中)業務開始時」「長期修繕計画書(事業終了後 10 年間)業務終了時」とあり、前段と後段で記載内容に相違があります。どちらが正になりますでしょうか。	「施設供用開始後から30年程度を想定」とは、本業務の最大の事業期間20年及び事業期間終了後の10年間の合計として、30年程度としています。
70	資料-2 要求水準書	67	第5章	第2節	4		自家用電気工作物等保守点検業務(設置する場合)	「電力会社から高圧(通常 6,000v)で受電する電気設備(電力会社借室を除く。)等を設置する場合は、その安全性を維持するため、定期的に電気主任技術者を派遣し、電気事業法(昭和 39年法律第 170 号)に基づく保守点検業務を実施する。」とありますが、要求水準書62ページ(第5章第1節5(3)e.電気主任技術者の選任)にて、「「電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)」に定める自家用電気工作物の電気主任技術者は、海上保安学校が契約し配置する。」とあり、前段と後段で記載内容に相違があります。「実施方針等に関する質問への回答書(令和7年6月13日)」№.65の回答も踏まえ、どちらが正でしょうか。	「4 自家用電気工作物等保守点検業務(設置する場合)」の内容を削除します。
71	資料-2 要求水準書							要求水準書他において以前の実施方針質問25の回答を反映され、自家発電装置の記載が削除されておりますが、様式16-4必須項目チェックシート添付①-11に「(k) 海上保安庁が手配する自家用発電装置と接続して、新設する各施設に電力供給ができるようにすること。なお、自家用発電装置は5.5kva程度の持ち運び可能なポータブルタイプを想定しているが、提案される建物規模に合わせて海上保安庁が調達するため、必要台数及び参考機器を提案すること。」の項目が残っておりますがこの項目は削除されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、削除します。
72	別添資料1-1 用語の定義	1					業務従事者	業務従事者について「事業者のもとで維持管理・運営業務に従事している者をいう」と記載がありますが、「事業者のもとで」というのは、事業者や構成員(構成企業)の従事者なのか、もしくは委託先の従事者も含むのか等、どこまでの範囲を指すか、具体的に明記していただけますでしょうか。	業務従事者には、SPCの構成員及び協力企業並びに再委託企業に所属する全て従事者を含みます。
73	別添資料2-1-1 各室性能表						i 新教舎兼複合訓練棟 iii 新学生寮(第Ⅱ期) iv 新実習棟	「i 新教舎兼複合訓練棟」「iii 新学生寮(第Ⅱ期)」「iv 新実習棟」には、利用時間帯の凡例が付いていないため、凡例有りの資料を開示いただけますでしょうか。	凡例有りの資料を開示します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
74	別添資料2-1-2各室の性能特記事項	9					新教舎兼複合訓練棟 A17警備救難教官室用実習室A A18警備救難教官室用実習室B	警備救難教官室用実習室A,Bの欄に「設置する」と記載がある什器・備品と、別添資料2-1-3に記載されている警備救難教官室用実習室に事業者が設置すべき什器・備品に差異がございます。 令和7年6月13日に公表された実施方針等に関する質問への回答書のNo.88の通り、警備救難教官室用実習室のみならず全諸室について、事業者が調達する備品等は別添資料2-1-3に示す備品のみとという認識でよろしいでしょうか。	原則、別添資料2-1-3に示す什器備品を調達してください。なお、別添資料2-1-2等に示す各室の利便性の向上を目的に事業者負担で什器・備品を提案することも可とします。
75	別添資料3-2維持管理業務に関する成果物	1					維持管理業務に関する成果物	電子データについて、各成果品の提出と同時期」とありますが、「各成果品」とは「各成果物」のことでしょうか。	ご理解のとおり、「各成果品」とは「各成果物」のことです。
76	別添資料3-2維持管理業務に関する成果物	1					維持管理業務に関する成果物	電子データについて、「CD-RまたはDVD-R」「5部」「各成果品の提出と同時期」とありますが、「業務日報」は翌開庁日に「CD-RまたはDVD-R」「5部」の提出が求められるのでしょうか。	業務日報については「CD-RまたはDVD-R」による提出を求めません。
77	別添資料3-2維持管理業務に関する成果物	1					維持管理業務に関する成果物	電子データについて、「CD-RまたはDVD-R」「5部」「各成果品の提出と同時期」とありますが、「業務実施報告書」は毎月末に「CD-RまたはDVD-R」「5部」の提出が求められるのでしょうか。	業務実施報告書については「CD-RまたはDVD-R」による提出を求めますが、原則各年度の年度末に提出してください。なお、提出部数は2部とします。
78	別添資料3-5清掃作業基準表	1					清掃作業基準表（新教舎兼複合訓練棟）	日常清掃頻度が「5回/週」とありますが、「実施方針等に関する質問への回答書（令和7年6月13日）」No.50の回答の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、清掃の実施日は、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除く日とします。 ただし、都合により、同休日を振替えて清掃日を指定することもありま
79	別添資料3-5清掃作業基準表	1					清掃作業基準表（新教舎兼複合訓練棟）	日常清掃と定期清掃の計画を行うにあたり、各室の利用時間を考慮した計画が必要と認識しますが、「別添資料2-1-1 各室性能表」及び「別添資料2-1-5 各室性能表 凡例」を確認する中で、「別添資料2-1-1 各室性能表」で利用時間帯の記載が無く、確認ができません。記載漏れでしょうか。	利用時間帯については、「別添資料2-1-1 各室性能表」に追記します。
80	別添資料3-5清掃作業基準表	2					清掃作業基準表（新学生寮（第Ⅰ期））	日常清掃頻度が「5回/週」とありますが、「実施方針等に関する質問への回答書（令和7年6月13日）」No.50の回答の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、清掃の実施日は、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除く日とします。 ただし、都合により、同休日を振替えて清掃日を指定することもありま
81	別添資料3-5清掃作業基準表	3					清掃作業基準表（新学生寮（第Ⅱ期））	日常清掃頻度が「5回/週」とありますが、「実施方針等に関する質問への回答書（令和7年6月13日）」No.50の回答の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、清掃の実施日は、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除く日とします。 ただし、都合により、同休日を振替えて清掃日を指定することもありま
82	別添資料3-5清掃作業基準表	3					清掃作業基準表（新学生寮（第Ⅱ期））	日常清掃と定期清掃の計画を行うにあたり、各室の利用時間を考慮した計画が必要と認識しますが、「別添資料2-1-1 各室性能表」及び「別添資料2-1-5 各室性能表 凡例」を確認する中で、「別添資料2-1-1 各室性能表」で利用時間帯の記載が無く、確認ができません。記載漏れでしょうか。	利用時間帯については、「別添資料2-1-1 各室性能表」に追記します。
83	別添資料3-5清掃作業基準表	4					清掃作業基準表（新実習棟）	日常清掃頻度が「5回/週」とありますが、「実施方針等に関する質問への回答書（令和7年6月13日）」No.50の回答の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、清掃の実施日は、行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日を除く日とします。 ただし、都合により、同休日を振替えて清掃日を指定することもありま
84	別添資料3-5清掃作業基準表	4					清掃作業基準表（新実習棟）	日常清掃と定期清掃の計画を行うにあたり、各室の利用時間を考慮した計画が必要と認識しますが、「別添資料2-1-1 各室性能表」及び「別添資料2-1-5 各室性能表 凡例」を確認する中で、「別添資料2-1-1 各室性能表」で利用時間帯の記載が無く、確認ができません。記載漏れでしょうか。	利用時間帯については、「別添資料2-1-1 各室性能表」に追記します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
85	参考資料2-4 インフラ設備概要	9					2)上水 配管図	文字がつぶれて判読できません。判読できる資料を頂けないでしょうか。又、各棟への給水系統図がありましたら頂けないでしょうか。 例) 	「2)上水 配管図」は、データを更新します。
86	参考資料3-14 測量データ							一般資料として測量データをご提示いただきましたが、ビューワーソフトとなっており、書き出しができないデータとなっております。建物計画・資料作成を行うにあたり、敷地測量図のCADデータ、若しくは参考資料3-1の主要建築物等の配置図のCADデータをいただけないでしょうか。	一般資料に追加する形で参考資料3-1の主要建築物等の配置図のCADデータを提供します。
87	参考資料5-1 工種別内訳表の参考例						工種別内訳表	参考例として、科目を記載いただいておりますが、記載科目は事業者により、参考例の科目数から部分的に科目をまとめて、金額等もまとめて記載する方法でもよいという理解でよろしいでしょうか。	工種別内訳表の記載科目について、事業者により参考例の科目数から部分的に科目及び金額等をまとめて記載する方法は認められません。
88	資料-3 提出書類の記載要領	6					添付を求める事業	提案時の割賦手数料である基準金利2.5%は、他のPFI案件の基準金利が1.5%程度に設定されていることを踏まえると非常に高い設定だと思料します。 本件の施設費が全額割賦対象であることを踏まえると事業費を圧迫する要因となりますため、提案時の基準金利を他案件と同等の1.5%以下としていただくよう、ご再考いただけないでしょうか。	7月のTONA TSR20年物の水準を踏まえ、基準金利を2%とします。
89	資料-3 提出書類の記載要領	6					事業提案に関する	「割賦手数料の基準金利は2.500%として作成すること」と記載がありますが、昨今のPFI事業では1.5%前後程度が採用されており、2.5%は相当に高いと考えます。 本件の施設費が全額割賦対象であることから、金利が高いと事業費にも多大な影響を及ぼすため、基準金利に他のPFI事業でも採用頻度の高い「TONA TSR10年物」を採用いただき、10年毎に基準金利を見直すこととしていただけないでしょうか。	7月のTONA TSR20年物の水準を踏まえ、基準金利を2%とします。 TONA 10年物は採用しません。
90	資料-3 提出書類の記載要領	13	第2	2			企業名の記載	「第二次審査資料は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用等)は行わず」とありますが、入札参加グループ以外の企業(事業で連携する地元企業・団体や金融機関等)の名称は記載してもよろしいでしょうか。	不可とします。
91	資料-3 提出書類の記載要領	13	第2	4			ウ ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。	提案書の内容を補足説明するための資料(融資確約書・関心表明書等)の添付は可能でしょうか。	可としますが、企業名、団体名等については黒塗りとする等、個別企業名等がわからないようにしてください。
92	資料-3 提出書類の記載要領	13	第2	4			作成中の留意点	書式として、様式に特に指定のない場合は共通様式(A4縦長又はA3横長)を使用することとありますが、共通様式を使用する場合は、図面やパース等はA3横長を使用し、その他文章等はA4縦長を使用するといった事業者の判断によるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、共通様式(A4縦長又はA3横長)の使用方法は、事業者で判断してください。
93	資料-3 提出書類の記載要領	13	第2	4			作成中の留意点	書式として、様式に特に指定のない場合は共通様式(A4縦長又はA3横長)を使用することとありますが、共通様式を使用した場合、事業者の判断で、A4縦長を使用した場合とA3横長を使用した場合で評価に差異はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、A4縦長を使用した場合とA3横長を使用した場合で評価に差異はありません。
94	資料-3 提出書類の記載要領						様式9-2 配置予定技術者の資格・施工実績	参加資格要件 A B C 共施工実績の欄に施工経験を有する事との明記がありますが配置予定技術者の従事役職・氏名の欄では監理技術者、主任技術者 ○○○○(どちらか一方を記載する事)との明記があります。施工実績を求められた場合、担当技術者としての施工実績で良いのか。監理技術者または主任技術者としての施工実績が必要でしょうか。	施工実績については、担当技術者としての実績でも問題ありません。
95	資料-3 提出書類の記載要領						様式16-4 添付	様式16-4添付① 必須項目チェックシートに記載の必須項目の確認事項が、資料2 要求水準書と異なっております。どちらを正と扱えばよろしいでしょうか。 (例えば、「給水機能の確保」が求められておりますが、資料2 要求水準書には記載がございませ	様式17-4添付① 必須項目チェックシートを修正しました。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
96	資料-3 提出書類の記載要領						様式16-4 添付	様式16-4添付③ 諸室性能チェックシートに記載の諸室性能が、別添資料2-1-1 各室性能表の内容と異なっております。どちらを正と扱えばよろしいでしょうか。 (例えば、「耐震安全性」が室ごとの記載になっておりますが、別添資料2-1-1 各室性能表では棟毎の記載になっております。)	様式17-4添付③ 諸室性能チェックシートを修正しました。
97	資料-3 提出書類の記載要領						様式B-4-1,B-4-3,B-4-21	様式として、B-4-1「工程計画」、B-4-3「各室面積表」、B-4-21「建設工事費等」がご用意いただいておりますが、資料3 提出書類の記載要領では、それぞれB-5-1「工程計画」、B-5-3「各室面積表」、B-5-19「建設工事費等」となっており、様式番号が異なっております。どちらを正として扱えばよろしいでしょうか。	それぞれB-5-1「工程計画」、B-5-3「各室面表」、B-5-19「建設工事費等」が正しい様式番号になります。
98	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付① 事業費の内訳 (収入計画)	事業者で行う修繕費は、要求水準書67ページの記載に合わせ「長期修繕業務及び各年度修繕計画の策定・実施」の項目のため、「長期修繕業務及び各年度修繕計画の策定・実施」の行に入力する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「長期修繕業務及び各年度修繕計画の策定・実施」の行に入力してください。
99	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付① 事業費の内訳 (収入計画)	*4に記載されている端数金額の支払い期は令和8年下期という理解でよろしいでしょうか。	端数金額の支払い期は令和11年下期です。
100	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付② 事業収支計画	千円未満の金額については四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式A-2添付②の*4のとおり、資料-1-3「事業費の算定及び支払方法」に基づき、半期ごとの海上保安庁からの収入(事業費)の年度合計が費目ごとに様式A-2添付①に一致するようにしてください。
101	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付② 事業収支計画	実際のキャッシュイン・アウトでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、資金管理上に用いるウォーターフォール口座間の振替額に基づき算定したDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額に基づき計算しても構いませんでしょうか。	結構です。
102	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付② 事業収支計画	資本金と同等にみなすことのできる劣後ローン等については、DSCRの算定に含めなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、DSCRの算定に含めなくてもかまいません。
103	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付③ 初期投資及びその他の費用の内訳	1. 初期投資計画について、SPCからの支払年度ではなく、各費用の発生年度に金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、各費用の発生年度に金額を記載してください。
104	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付③ 初期投資及びその他の費用の内訳	千円未満の金額については四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、千円未満の金額については四捨五入して記載してください。
105	資料-3 提出書類の記載要領						様式A-2添付④ 資金調達計画	*10において、金額については1円未満切捨てで記入すること。とございますが、千円単位の表記が求められている項目については、千円未満を四捨五入して記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、千円未満の金額については四捨五入して記載してください。 *10を削除します。
106	資料-5 基本協定書 (案)	5	第13条				談合等不正行為があった場合の措置	違約金について、連帯債務となっておりますが、金額も高額であることから、本事由に関与した帰責企業が連帯して負担する建付けとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。